

農山漁村課

- 新規評価箇所検討一覧表 (BBB 評価以上) …P1
- 新規事業概要
 - ・ クリーク防災機能保全対策事業 …P2～3
 - ・ ため池等整備事業 …P4～5
 - ・ 漁港漁村活性化対策事業 …P6～7
- 公共事業新規評価調書 (整備系) …P8～13
- 新規評価箇所検討一覧表 (C 評価) …P 14

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町 名	町・大 字等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実 施 環 境						
1	クリーク 防災	生活関連 産業活性 化	クリーク防災 機能保全対策 事業	東与賀	佐賀市	東与賀町	-	用排水路工 L=20,088m	A	A	A	I	870	公	H35	佐賀県政策カタログ2011の進重点項目に掲げる「農地等の防災・保全」の推進 (間伐材等を利用したクリーク護岸の整備)	事業実施に関して地元の要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されたことにより新規評価を行った。
2	ため池	生活関連 産業活性 化	ため池等整備 事業	坂田地区	白石町	有明町	坂田	堤体工 L=165m	A	A	A	I	152	公	H31	佐賀県政策カタログ2011に掲げる「農地等の防災・保全」の推進	事業実施に関して地元の要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されたことにより新規評価を行った。
3	漁港	産業活性 化	県営漁港漁村 活性化対策事 業	福所江漁港	佐賀市	久保田	-	物揚場拡張 1箇所	B	A	A	I	135	公	H28	佐賀県政策カタログ2011に掲げる「活力ある水産業の展開」の推進	事業実施に関して地元の要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されたことにより新規評価を行った。

クリーク防災機能保全対策事業

県土づくり本部 農山漁村課

1

クリーク防災機能保全対策事業とは...

事業の目的

- 佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有している。
- クリークの多くは土水路のままであることから、クリーク法面の崩壊が進行し、貯水・送水機能の低下、湛水被害の増加、周辺道路の通行や営農が危険な状況である。
- このことから、安定した農業生産が可能となるよう護岸整備を行い、クリークに隣接する道路、農地を保全し、地域住民、農家の安心・安全の確保を図ると共にクリークの洪水調節機能の保全・強化を図る。

整備の方針

- 護岸の整備は、県産間伐材による木柵工とし、森林の保全や林業の活性化にも寄与するものとする。

2

クリーク防災機能保全対策事業の施工例

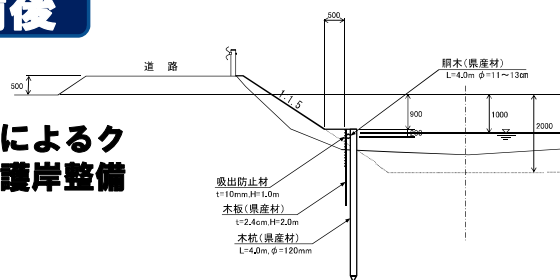
現状

・クリーク法面が浸食され、道路通行や営農に支障をきたしている。



整備後

・木柵工によるクリークの護岸整備



ため池等整備事業

県土づくり本部 農山漁村課

ため池等整備事業とは...

事業の目的

- 老朽化した農業用ため池の堤体補強や洪水吐の整備を行うことにより、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保し、農業経営の安定を図る。



H18. 9. 15~16
の豪雨による大
谷ため池決壊
(唐津市 相知町
佐里) 佐里)

ため池整備の施工例(唐津市)

整備前

堤体が痩せ
取水施設
(斜樋)が
破損し取水
に支障をき
たしている。



整備後

整備前

洪水吐が狭
小で断面不
足となり洪
水時危険な
状況



整備後

漁港漁村活性化対策事業

県土づくり本部 農山漁村課

漁港漁村活性化対策事業とは...

事業の目的

- 水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港の機能改善を図る施設等の整備を行い、漁港の機能の向上及び利用の円滑化を図る。

事業の内容

- 「防波堤や護岸等の外郭施設」「岸壁や物揚場等の係留施設」「臨港道路等の輸送施設」などの改良
- 「浮桟橋」「照明施設・灯標・防風設備等の安全施設」などの設置
- 防災・減災に資する「異常気象監視施設」「避難施設」などの設置

漁港漁村活性化対策の施工例

－ 漁業活動の軽労化施設(浮棧橋)の施工例－

整備前イメージ

(干潮時の陸揚げ作業に支障を来している)



整備後イメージ

(安全で効率的な陸揚げ作業が可能となる)



3

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	山口 武彦
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	平 川 貴

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	870.3 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	東与賀		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市 東与賀町			平成27年度	平成35年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=20,088m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 県土づくり本部戦略に位置付けられている(クリーク再整備) (10/10) 県の防災計画等に位置付けられている(40/40) 農作物の被害が防止または軽減される(20/20) 農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (100)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) 機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) 他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) 畦畔・道路が崩壊している(20/20) 過去に災害が発生し、農業被害があった(5/5) 費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) 農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (100)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている(20/20) 市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) 事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) 維持管理について予定管理者の同意が得られている(10/10) 施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) 工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) 事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				A (100)

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は原則行わない。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	県土づくり本部	記入	農山漁村課	課長	山口武彦
		責任者	杵藤農林事務所	所長	古賀由紹

事業区分	生活関連	事業名	地区名等	総事業費	152百万円
	産業活性化	ため池等整備事業	坂田地区		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
杵島郡白石町大字坂田			平成27年度	平成31年度	
事業目的			事業内容		
<p>坂田ため池は、下流域の104.2haの水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は浸食され脆弱化しており、洪水吐も老朽化により破損する恐れがあり、洪水時には危険な状況である。</p> <p>本ため池が決壊すれば、農地、農業用施設その他家屋や県道に至るまで多大な被害が予想されることから、被害を未然に防止するため早急に改修を行う。</p>			<p>堤体工 L=84m 法面保護工 A=1,500㎡ 取水施設工 N=1箇所 洪水吐放水路工 N=1箇所</p>		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	県土づくり本部基本戦略 (0点) (防災計画)「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている。(40点) (農業経営の安定)農業用水が安定確保されることにより、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られる。(20点) (農地・農業用施設への被害防止)農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される。(30点)				A (90点)
(2)必要性・効果	(明確な必要性)地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。(20点) (機能低下)機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している。(10点) (危険度の判定)漏水量:1ℓ/s以上、変形率:5%以上(10点) (主要施設の老朽度)築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい。(10点) (費用対効果)費用対効果が(B/C)が1.0以上(30点) (二次被害の防止または軽減)農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される。(10点)				A (90点)
(3)実施環境	(市町村及び受益農家の合意形成)関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。(20点) (受益者の負担能力)市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4(20点) (事業推進体制の整備)坂田区及び坂田水利組合が推進母体となっている。(10点) (維持管理体制の確保)維持管理について予定管理者の同意が得られている。(10点) (関係機関との事前調整)施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。(10点) (関係法令、基準等との整合)工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。(10点) (採択要件との適合)事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(10点) (経済性・効率性)事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。(10点)				A (100点)

評価	AAA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

自然環境保全

内 容
特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には、有明海再生・自然環境課と調整を図りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

内 容
旧堤体掘削土の土質試験を行い、流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物については、適正な処理を行う。

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進を行う。

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

内 容

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部分名	県土づくり本部	記入	農山漁村課	課長	山口 武彦
部名		責任者	佐賀中部農林事務所	所長	平川 貴

事業区分	産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	141 百万円
		県営漁港漁村活性化対策事業	福所江漁港		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市久保田町大字久富			平成27年度	平成28年度	
事業目的			事業内容		
<p>本漁港は、有明海湾奥部で福所江の河口に位置し、佐賀市及び小城市の両市にまたがる漁港である。</p> <p>当該漁港のうち久保田側における物揚場は、芦刈側物揚場に比べ幅員が狭く、非常に利用しにくいものとなっている。</p> <p>このため、物揚場の拡張を行い漁業者の就労環境の改善、作業時の安全性の確保、さらには生産性の向上を図るものである。</p>			1号物揚場拡張 L=95.0m (W=5.0m)		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	県土づくり本部戦略(活力ある産業活動を支える基盤づくり) (0/10) ・漁業者の就労環境が向上する、安全で快適な漁業地域の形成の2項目に該当する。(40/50) ・漁港の位置付けとして、漁港事業計画に位置付けがあり、総合計画、地域防災計画の位置付けはなく、1項目に該当。(10/20) ・漁港漁場整備法での漁港の位置付けが、1種漁港である。(10/20)				B (60)
(2)必要性・効果	・事業の効果として、費用対効果(B/C)が1.08であり、1.0以上～1.5未満に該当。(50/60) ・係留施設(物揚場)の幅員が不足しており十分な機能を有していない、また、新基準における耐震性能を有しておらず防災安全施設の不足の2項目に該当。(30/40)				A (80)
(3)実施環境	・関係者の合意形成状況として、事業に対し要望が強く協力的(福所江漁港整備促進協議会)で、負担金などの調整が図られている。(60/60) ・工事の影響として、区域・工法・工事時期等を関係機関と協議中である。(20/40)				A (80)

評価	B A A	条件等
判断	優先的に事業を実施	

定性評価調書

自然環境保全

内 容
特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

内 容
排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用。 建設副産物の適正処理を行う。

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

内 容
拡幅部のスラブはプレキャスト製品を使用し、工期の短縮及びコストの縮減を図る。

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

内 容

特に記述することがあれば記載。

新規評価箇所検討一覧表（2次評価に至らなかったもの）

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
1	河川応急	生活関連 産業活性化	農業用河川工作物 応急	羽佐間	多久市	東多久町	-	頭首工 1か所	-	-	C	Ⅲ	地元は平成28年度以降の実施に向けて検討しており、市の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため。
2	河川応急	生活関連 産業活性化	農業用河川工作物 応急	宮ノ浦	多久市	多久町	-	頭首工 1か所	-	-	C	Ⅲ	地元は平成28年度以降の実施に向けて検討しており、市の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため。
3	中山間総合	産業活性化	中山間地域総合整備事業	伊万里東部地区	伊万里市	-	南波多町 松浦町 大川町 黒川	用排水路、農道、暗渠排水、農業集落道ほか	-	-	C	Ⅲ	事業実施へ向け、今年度、事業実施計画を策定中で事業内容の精査中であり、具体的な評価ができない。
4	湛水防除	産業活性化	湛水防除事業	馬蛤潟地区	伊万里市	-	波多津町	樋門新設或いは排水機場新設	-	-	C	Ⅲ	NN事業での実施にあたっては、湛水の現状及び解析結果を踏まえた整備方針や費用負担等について、河川管理者、伊万里市及び地元との調整が必要。